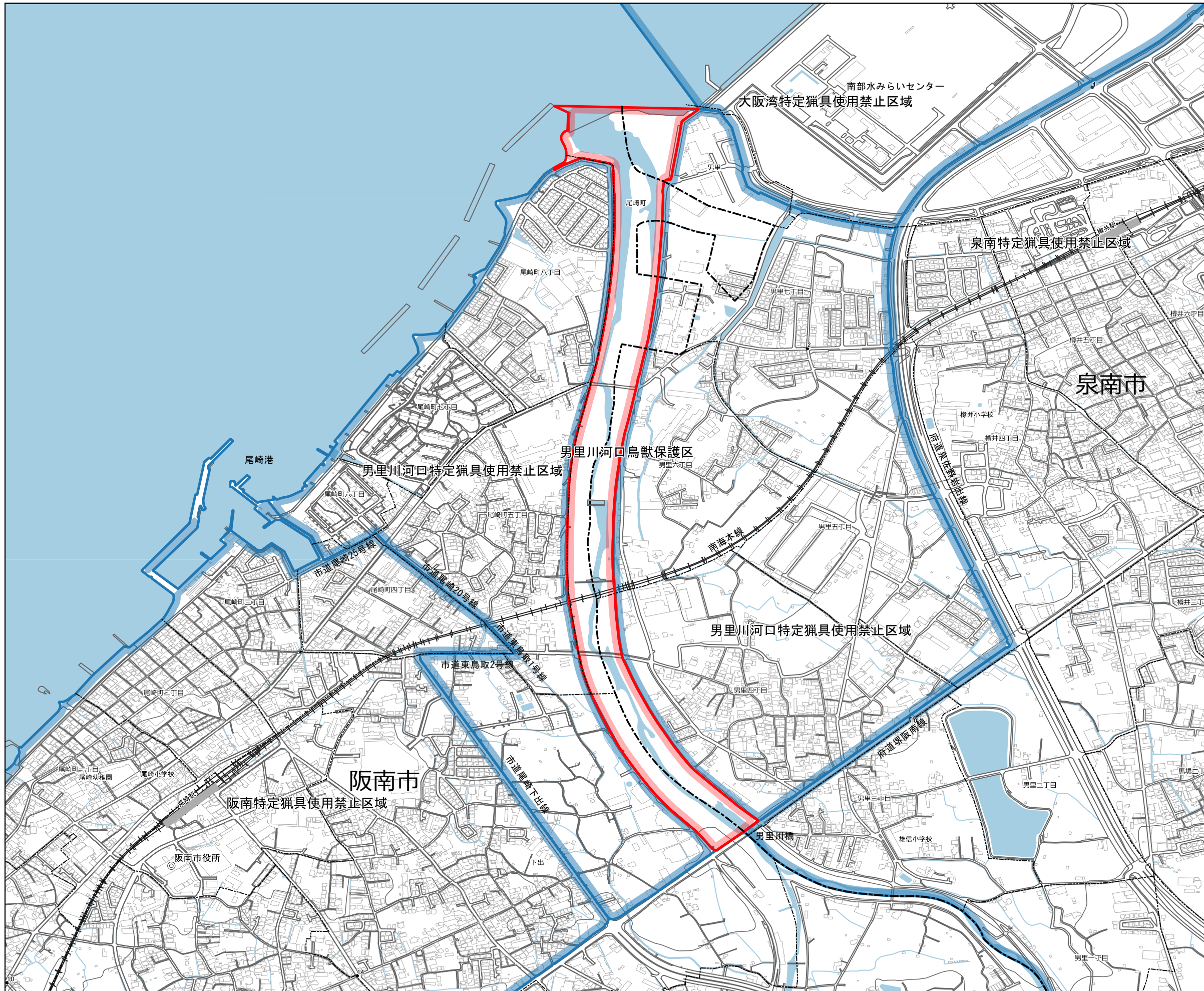


66 男里川河口特定猟具使用禁止区域

1:6000
0 100 200 300 m



- 【凡例】**
- 鳥獣保護区
 - 鳥獣保護区特別保護地区
 - 特定猟具使用禁止区域(銃)
 - 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】
市道りんくう南17号線と府道(新)泉佐野岩出線との交点を起点として、同線を南進し府道堺阪南線との交点に至る。堺阪南線を南西進し、市道尾崎下出線との交点に至る。同線を北西進し、市道東鳥取2号線との交点に至る。同線を東進し、市道東鳥取1号線との交点に至る。同線を約90メートル北西進し、私鉄南海線との交点より市道尾崎20号線を340メートル更に北西進して、市道尾崎25号線との交点に至る。同線を約130メートル南西進した後、尾崎港沿いに防潮堤管理用道路を約160メートル北西進し、大阪湾との交点より海岸線沿いに北東進し、男里川河口部左岸外周線の北端部に至る。同点と男里川河口部右岸外周線の北端部を最短線で結び、泉南市側防潮堤管理用道路との交点に至る。同道路を約200メートル東進し、焼却場裏門通路に至る。同通路を南東進し、りんくう南17号線に至る。同線を東進し起点に至る線で囲まれた区域の内、男里川河口部左右岸北端部より上流府道堺阪南線の男里川橋まで、左右岸堤防で囲まれた河川区域を除く区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。